

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	竹 中 敏 明 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

- 日程第 1 議第46号 専決処分の承認について
- 日程第 2 議第47号 垂井町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議第48号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 4 議第49号 監査委員の選任について
- 日程第 5 常任委員会委員の選任
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任

日程第7 農業委員会委員の推薦について

5 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長の選挙

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程 幼保一元化に関する調査特別委員会委員の辞任の件

追加日程 幼保一元化に関する調査特別委員会委員の選任

議長（広瀬文典君） おはようございます。

これより平成25年第 2 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、4 番 角田寛君、5 番 藤埴理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第46号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第 1、議第46号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第46号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が 4 月 1 日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第 1 項の規定により、3 月30日、これを専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

細部につきましては、税務課長及び住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

税務課長（中村 桂君） おはようございます。

それでは、ただいま上程されました、議第46号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

提案説明にもありましたように、地方税法の一部を改正する法律等が去る平成25年 3 月30日に公布され、平成25年 4 月 1 日から施行されることになりましたので、3 月30日に垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただいたところでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

議案、並びに新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

初めに、34条の7第2項、寄附金税額控除について、都道府県市町村等に対する寄附金につきましては特例控除額が加算されており、特例控除額を算定する際には所得税率を用いているところであります。復興特別所得税が平成25年から平成49年までの期間、課されることになりました関係で、住民税における寄附金税額控除の適用につきまして、その影響する加算額の適用率を反映させるものであります。

次に、54条の第5項、固定資産税の納税義務者については、土地改良事業の施行に係る土地において、仮換地、一時利用地、その他仮に使用収益できる土地の指定があった場合の固定資産税の所有者について規定したものでございます。今回、地方税の改正により、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る納税義務者の特例措置が適用期限の到来に伴い廃止となり、本条で定めのある土地改良事業の中から当該事業の削除をするものであります。

次に、131条の第4項、特別土地保有税の納税義務者等については、特別土地保有税所有者を規定したものでございます。本条におきましても、第54条第5項において説明しました、納税義務者の特例措置の適用期限到来に伴う改正でございます。

次に、新旧対照表の8ページ、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例2ページをごらんください。

附則第5条の2第1項、延滞金の割合等の特例につきましては、国税における延滞税及び還付加算金の見直しに伴い見直されたもので、延滞金、並びに還付加算金に係る割合を改めるものであります。具体的には、延滞金における割合現行本則14.6%、本条に特例を追加し9.3%とし、納期限後1カ月以内に係る割合については現行本則7.3%で、本条の特例により4.3%のところを3%に改めるところであります。

次に、第2項につきましては、法人町民税における納期限延長に係るその期限の延滞金割合について、特例の適用をする旨を追加したものであります。

次に、附則第5条の3につきましては、法人町民税における納期限延長に係るその期限について、現行の特例について前条の適用期間を除く旨を追記したものであります。

次に、附則第5条の3の2につきましては、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税を規定しているものが、租税特別措置法において課税適用される範囲が改正されたことにより条項を追加するものであります。

次に、附則第6条の6の2につきましては、住宅借入金等特別控除額の適用期間を延長するもので、引用している地方税附則条項等の整理によるものであります。

次に、附則第6条の7につきましては、第34条の7の規定により特例加算額が対象とならない納税義務者においても適用される範囲を本附則において規定し、復興特別所得税が平成25年から平成49年までの期間、課されることになりました関係で、住民税における寄附金税額控除の適用について、所得税の影響する加算額の適用率を反映させるものであります。

次に、附則第9条の2第2項につきましては、地方税法附則の一部改正による条項の繰り上げに伴い、条項の整理をしたものであります。

次に、第3項につきましては、地方税法附則第15条37項に新たに追加された都市再生特別処置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準額特例措置についての特例割合を定めたものでございます。この特例割合は、地域決定型地方税制特例措置による条例で定めることとされており、本条において特例割合を3分の2と定めるものであります。

次に、附則第16条の2第3項につきましては、土地建物等に係る譲渡所得が優良な宅地としての供給、または地方公共団体の公的な土地取得の促進に資すると認められる土地等の譲渡に係るものである場合の課税の特例を定めており、該当する特例について、租税特別措置法において削除されたことにより、条項を整理するものであります。

次に、附則18条の13の2につきましては、東日本大震災により居住家屋の滅失した敷地譲渡による譲渡所得について、当該災害のあった以後3年を経過する年の12月31日までに譲渡された場合には、軽減税率を適用する特例措置が講じられています。

第1項では、読みかえの条項等を表形式に改めたものであります。

次に、附則18条の13の2第2項につきましては、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして住宅の用に供することのできなくなったものの相続人が、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなし、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を適用されるものの規定を追加したものであります。

次に、18条の13の2の第3項につきましては、前項の追加により、条項の整理をしたものであります。

次に、附則第18条の14につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用につきましては、居住開始以後、引き続き居住の用に供することが要件とされているところであり、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合であっても、本来の控除期間は引き続いて控除の適用する延長したものであります。

続きまして、附則の補足説明に入らせていただきます。

第1条第1項、施行期日は、平成25年4月1日から施行するものであります。ただし、第1号においては平成26年1月1日から施行するものを規定しております。

第2号においては、平成27年1月1日から施行するものを規定しております。

第2条では、附則第5条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間につきましては、なお従前の例による旨を規定しております。

第3条第1項では、附則第5条の3の2の規定について、平成26年度以後の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税につきましては、なお従前の例による旨を定め

ています。

2項では、附則18条の13の2第2項の規定については、町民税の納税義務者が平成25年1月1日以降に行う土地等の譲渡について適用を規定しております。

第3項では、附則第18条の14の規定については、平成27年度以後の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例による旨を規定しております。

第4条第1項では、固定資産税に関する経過措置として、改正後の条例の規定中の固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税につきましては、なお従前の例による旨を規定しております。

第2項では、附則第9条の2第3項の規定については、平成25年4月1日以後に締結され、地方税法附則第15条第37項に規定する倉庫に対して課すべき平成26年度以後の固定資産税について適用する旨を規定しております。

第3項は、平成25年4月1日前に新法附則第15条9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修に係る契約が締結され、同日以後に該当耐震改修が完了する場合における改正後の条例附則第9条の3第6項の規定の適用については、同項中の「書類及び」とあるのは「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」と読みかえる旨を規定しております。

以上、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、税務課が所管する部分の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男登壇〕

住民課長（片岡兼男君） おはようございます。

私のほうからは、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分の補足説明をさせていただきます。

今回、国民健康保険税に係ります改正は、大きく2点でございます。

まず1点目ですが、特定世帯、つまり従来国民健康保険に2人で加入していた世帯で、そのうち1人が後期高齢者医療制度に移行した際に、国民健康保険の1人世帯となった場合の世帯のことですが、この世帯には、国民健康保険と後期高齢者医療の両方の保険税及び保険料が賦課されることから、世帯への負担を軽減するために、5年間、世帯別平等割額について2分の1の軽減措置がとられています。

今回の改正は、この特定世帯について、5年間の軽減措置経過後も負担を引き続き軽減するため、さらに3年間、世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を追加するものでございます。なお、この3年間継続して軽減を受ける世帯が、特定継続世帯と言われるものです。

続きまして2点目ですが、東日本大震災の被災者の負担を軽減する措置に係る件で、譲渡所得に係る国民健康保険税の特例に関しまして、東日本大震災の被災居住用財産の譲渡期限の延長について定めていますが、上位法令を引用する条項等の整備をするため、それぞれ関連する

条文を改正するものでございます。

それでは、改正の内容について、具体的に説明をさせていただきます。

まずは、特定継続世帯の保険税の軽減措置に係る件についてでございますが、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の1ページと、新旧対照表の3ページをごらん願います。

第157条でございますが、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額について規定している条文でございます。

同条第1号では、特定世帯と特定継続世帯の定義について規定するもので、今回、特定継続世帯の定義に係る文言を加えるものです。

また、この第1号は一般世帯を定義する条項でもあり、今回、一般世帯の定義を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯と改めるものです。

続きまして、同条第3号は、特定継続世帯に係る軽減後の世帯別平等割額1万8,750円を加えるものです。

続きまして、第159条の3は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について規定する条文ですが、第157条と同様に、第1号で一般世帯の定義を改め、第3号では特定継続世帯に係る軽減後の世帯別平等割額4,350円を加えるものです。

続きまして、第175条ですが、こちらは国民健康保険税の減額について規定した条文ですが、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減についてそれぞれ規定していますが、これらについても一般世帯の定義の改正を、そして特定継続世帯に係る世帯別平等割額の軽減金額を加えて、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

以上が、特定継続世帯の保険税の軽減措置に係る改正です。

続きまして、東日本大震災の被災者の負担を軽減する措置についてですが、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の6ページの最上段と、新旧対照表の16ページをごらん願います。

附則第33条でございますが、上位法、地方税法の「附則第44条の2第3項」とあるのを「附則第44条の2第4項及び第5項」に改め、垂井町税賦課徴収条例附則第21条中の「第36条」とあるのを「第35条第1項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、新条例のうち国民健康保険税に係ります件は、本年4月1日から施行させていただきますもので、平成25年度以後の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までは従前の例によるものでございます。

また、附則第33条につきましては、平成26年1月1日より施行させていただきますもので、平成26年度以後の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分の補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 国民健康保険税で今課長が説明されましたが、私ども研究しておらんのでわからんですが、特定継続世帯と特定、それ以外の世帯ですね、これは何件あるんですか。ちょっとその辺、お尋ねしたいと思います。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩をいたします。

午前9時23分 休憩

午前9時40分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男登壇〕

住民課長（片岡兼男君） ただいまの丹羽議員からの御質問でございますけれども、私のほうからお答えさせていただきます。

御質問は、世帯数の具体的な数字ということでございますが、現在私どもで把握しておりますのは平成24年度まででございます。

それで、加入世帯につきましては、全部で4,101世帯となっております。そのうち、特定世帯が370世帯でございます。特定継続世帯につきましては、平成25年度からということでございますので、現在のところまだ把握はされておられません。平成25年度につきましては、現在賦課の準備中でございますので、賦課のほう確定いたしましたら、また委員会等で御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほど、お願いしたいと思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第2 議第47号 垂井町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第47号 垂井町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改

正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第47号 垂井町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

本条例の施行に関して、規則へ委任する事項を明確にする等、条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま上程されました議第47号 垂井町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

主な改正の内容につきましては、ただいま町長が提案申し上げましたとおりでございます、条例上の法制執務の観点から整理を行うものでございます。

それでは、早速改正する条例につきまして説明させていただきますが、あわせてお配りしてございます新旧対照表でございますが、17ページをあわせてごらんになっていただきたいと存じます。

第2条でございますが、元来、第2条につきましては特殊勤務手当の種類を定めていた条文でございましたが、第3条から第21条までにつきまして、それぞれ特殊勤務手当を受ける職員と、その額を定めておいた条文でございますが、そちらのほうを全て削除いたしまして、その内容と従来の第2条をドッキングといいますか、合体させた形で、別表でございますが、第2条関係で特殊勤務手当の種類、手当の支給を受ける職員、手当の額を1つの表の中に定めたものでございまして、そういった関係から、第3条から第21条までを削除するものでございます。

次に、第22条第2項でございますが、こちらにつきましては、職員の長期出張等による場合につきましては手当の支給をしない旨の規定でございますが、これは法制執務の観点からいきますと運用上のことでございますので、こちらにつきましては規則のほうに定めるというものでございます。そういったことから、第2項を削らせていただきまして、同条を第3条に繰り上げをするものでございます。

次に、本則に次の1条を加えるということでございますが、特殊勤務手当の一部の手当の支給に関する条文のみ規則に委任する旨規定されておるところでございましたが、こちら法制執務上の見地から、それらを削除いたしまして、第4条として規則への委任について条文を新たに追加するために、第4条として、この条例に施行に関し必要な事項は規則で定めるといった条文を新たに追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、3ページでございますが、この条例につきましては、公布の日から施行させていただくものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今の特殊勤務手当をこうして規則に定められることになったんですが、へい獣処理の手当ですね。今現在、鹿とかタヌキとかイタチ等々、道路上でよく交通事故等々に遭って死んでおりますので、それらの処理等々については、このへい獣に入らへんでしょう。私は、これらもへい獣手当の中に入れて、規則ですので、今後、これらの処理される職員は大変だと、このように思うんです。ぜひともこの規則のへい獣手当の中で支給していただいたらと、このように思いますが、お尋ねしておきます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員の御質問にお答えさせていただきます。

鹿、イノシシ等につきましても、このへい獣処理等手当の中で、この猫等の「等」の部分で対応させていただいておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） 素朴な疑問を少しお答えいただきたいと思います。

別表にされて非常に見やすくなった点で、変更になったというか、記述の漏れているというか、点だけ御指摘をしたいと思います。

運転手当についてですけれども、今までだと3,000円を超えない範囲で町長が定めるというようなことで、これは最高額の3,000円を超えないという意味で3,000円にされたのかどうかという点と、もう1点、電気主任技術者手当につきましては、1カ所につきという言葉が漏れておりますけれども、その理由についても御説明をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 藤墳議員の、運転手当の1日3,000円の部分についてお答えをさせていただきますと思いますが、こちらにつきましては上限が3,000円でございますが、従来、こちらの部分につきましては、規則委任のものがこの条項の部分だけ規定されておったんですね。そちらにつきましては、3,000円が最高額でございますけれども、距離数に応じまして、規則

のほうで400円から3,000円まで規定はされておる部分でございます。

そちらの部分が、今回、大きな改正のポイントでございます。本来条例というものは、運用するためには規則に委任する部分が多分にあるんですね。その1つの条文でもって委任するということは、まず法制執務上観点からあり得ないということから、新たにその委任の条項を加えたのが大きなポイントでございますので、その運転手当につきましては、今、回答させていただいたとおりでございます。

それと、電気主任技術者手当でございますが、こちらにつきましては1カ所でございます。こちらについては、こういった規定の表現の仕方でございますけれども、1カ所の規定でございますので、御理解いただきたいと存じます。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） 電気主任のほうですけれども、1カ所しか施設がないというふうに理解をすればいいのでしょうか。数カ所あって、その1カ所、1カ所、数カ所1つずつに対して1人ずつおられるのかどうかということをお尋ねさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 電気主任技術者が設置必要な箇所につきましては、6カ所、7カ所ほどあるわけでございますが、確かに議員おっしゃられる考え方も1つございますけれども、1人に対して、1人1カ所3,000円ということでございますけれども、こういう表現の仕方になささせていただきましたので、何とぞ御理解いただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 先ほど、同僚議員がイノシシ、鹿についてお聞きされました。これについて私もちょっとお尋ねをするんですが、当町におきましては、山が多くて、鹿、イノシシが出て交通事故に遭うわけですね。それで、道に死んだやつはとっていくけれども、それをはねられて田の中、畑の中に落ちたやつは持ってかないというようなことをちょっとお聞きしましたんですが、その点、それを回収するのかがどうか、それをひとつお尋ねします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 議員の質問にお答えさせていただきますが、今、柵をいたしまして、いろいろと対策はしております。

その中で、交通事故等遭った場合に、また田んぼ等、私有地といたしますが、そういうところ

にした部分も、電話がかかってきたときには、基本的には道路に出してくれということで、道路に出していただいて、それをうちは回収全部しておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 垂井町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第48号 消防ポンプ自動車の取得について

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第48号 消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第48号 消防ポンプ自動車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、去る4月17日に指名競争入札に付しましたところ、岐阜市金園町三丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔が落札いたしましたので、この者から1,816万5,000円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま上程されました議第48号 消防ポンプ自動車の取得につき

まず補足説明をさせていただきます。

議案と合わせてお配りしてございます、競争入札結果表、条例等の新旧対照表の一番後ろに添付させていただいています。そちらのほうも、あわせてごらんいただきたいと存じます。

この取得に係ります契約案件につきましては、競争入札結果にもございますように、株式会社ウスイ消防、株式会社富士、小川防災株式会社、岐阜ヤナセ株式会社、アンシンク株式会社大垣店の5社によりまして、平成25年4月17日に競争入札を執行いたしましたところでございます。

ごらんのように、執行結果一覧表にもございますように、2回目の入札で予定価格に達しました株式会社ウスイ消防が1,730万円、これは税抜きでございます。そちらの金額で落札をいたしました。

議案にもございますように、この入札結果に基づきまして、消費税等を含めまして1,816万5,000円で株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔と物品供給契約を締結するに当たりまして、購入の予定価格が700万円以上の契約でございますので、本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、こちらのポンプ自動車の納入期限につきましては、平成25年の10月31日といたしたところでございます。よろしく御審議の上、御賛同いただきたいと存じます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 新しい自動車を購入していただける旨ですので、旧自動車に対してどのような下取りをされるのか、また別の方法で利活用されるのか、お伺いをしたいと思うので、旧自動車の今後の行方についてお尋ねをいたします。

議長（広瀬文典君） 消防主任 小谷好廣君。

〔消防主任 小谷好廣君登壇〕

消防主任（小谷好廣君） 藤墳議員の御質問にお答えをさせていただきます。

旧の車両につきましては、下取りはしていただかない予定でございます。旧車両につきましては、垂井町のほうで公募をかけまして、また工場等に払い下げをしたいと思っております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 消防ポンプ自動車の取得については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

しばらく休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午後1時00分 再開

副議長（栗田利朗君） 再開いたします。

ただいま議長 広瀬文典君から議長の辞職願が提出されました。

書記に辞職願を朗読いたさせます。

書記（喜多村裕子君） 辞職願。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるよう願い出ます。平成25年5月10日、垂井町議会副議長 栗田利朗殿、垂井町議会議長 広瀬文典。

副議長（栗田利朗君） お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 議長辞職の件

副議長（栗田利朗君） 議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

広瀬文典君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、広瀬文典君の議長辞職を許可することに決定しました。

〔10番 広瀬文典君入場着席〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程 議長の選挙

副議長（栗田利朗君） これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び副議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席の番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第27条第2項の規定により、立会人に1番 江上聖司君、13番 衣斐弘修君を指名いたします。両者の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔副議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票のうち、有効投票13票、無効投票なし。

有効投票中、栗田利朗君11票、吉野誠君2票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、栗田利朗が議長に当選いたしました。議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

〔9番 栗田利朗君登壇〕

9番（栗田利朗君） このたび、議長選出におきまして、重責を担うことになりました。その職務の重大さを身にひしひしと感じております。一方で、身に余る光栄と、議員各位はもちろん、町民の皆様に深く感謝し、お礼を申し上げます。

私は、開かれた議会、議会改革を推し進め、円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えております。

垂井町第5次総合計画も前半の5年が過ぎ、残り5年となってまいりました。また、垂井町まちづくり基本条例が2年前に制定、施行され、まちづくりセンターも設立され、昨年度は各地区においてまちづくり協議会が設立されました。いよいよ本格的にまちづくりを進めなければなりません。町民の皆様、議会、そして行政とがそれぞれの役割と責任のもと、一体となりまちづくりを進めなければなりません。

また、南海トラフ巨大地震が予測される中、安心・安全のまちづくりも進めなければなりません。町民の皆様の負託に応えていくよう、一生懸命私も努力、頑張りますので、皆様の御支援、御指導を心からお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。（拍手）

しばらく休憩いたします。

午後1時15分 休憩

午後1時24分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

先ほどの議長の選挙の結果、副議長が議長に就任いたしましたので、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程 副議長の選挙

議長（栗田利朗君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席の番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第27条第2項の規定により、立会人に2番 中村ひとみ君、12番 小林敏美君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、うち有効投票11票、無効2票。

有効投票中、木村千秋君11票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、木村千秋君が副議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました木村千秋君が議長におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、副議長から挨拶があります。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） ただいま御支持を頂戴しまして、まことにありがとうございました。大

変な職責だと感じております。

副議長としての立場はもとより、議会議員としての役割、役目をしっかり果たしていきたい、そのような思いでありますので、また円滑に議会運営が進みますよう、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(拍手)

議長(栗田利朗君) しばらく休憩いたします。

午後1時34分 休憩

午後3時00分 再開

議長(栗田利朗君) 再開いたします。

日程第4 議第49号 監査委員の選任について

議長(栗田利朗君) 日程第4、議第49号 監査委員の選任についてを議題といたします。

〔5番 藤墳理君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) 議第49号 監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員 丹羽豊次氏が4月26日をもって退職されたことに伴い、その後任として藤墳理氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長(栗田利朗君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第49号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔 5 番 藤墳理君入場着席 〕

日程第 5 常任委員会委員の選任

議長（栗田利朗君） 日程第 5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、総務産業建設委員、衣斐弘修君、小林敏美君、広瀬文典君、栗田利朗、吉野誠君、富田栄次君、角田寛君、文教厚生委員、丹羽豊次君、木村千秋君、藤墳理君、安田功君、中村ひとみ君、江上聖司君、以上のとおり指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 3 時 03 分 休憩

午後 3 時 04 分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正・副委員長の選挙が行われた結果、総務産業建設委員長 衣斐弘修君、同副委員長 角田寛君、文教厚生委員長 丹羽豊次君、同副委員長 江上聖司君、以上の諸君が互選されましたので、報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午後 3 時 05 分 休憩

午後 3 時 06 分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

ただいま、各常任委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

この際、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（栗田利朗君） 常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員会の所管事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第6 議会運営委員会委員の選任

議長（栗田利朗君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、衣斐弘修君、丹羽豊次君、小林敏美君、広瀬文典君、角田寛君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後3時08分 休憩

午後3時09分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正・副委員長の選挙が行われた結果、委員長に広瀬文典君、副委員長に小林敏美君が互選されましたので、報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時11分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

ただいま、議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

議長（栗田利朗君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、議会の会期日程など議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 3 時 12 分 休憩

午後 3 時 13 分 再開

副議長（木村千秋君） 再開いたします。

ただいま、栗田利朗君から幼保一元化に関する調査特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、幼保一元化に関する調査特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、幼保一元化に関する調査特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程 幼保一元化に関する調査特別委員会委員の辞任の件

副議長（木村千秋君） 幼保一元化に関する調査特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

栗田利朗君の幼保一元化に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、栗田利朗君の幼保一元化に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 3 時14分 休憩

午後 3 時15分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

幼保一元化に関する調査特別委員会委員の辞任により、委員に欠員が生まれました。

お諮りいたします。

この際、幼保一元化に関する調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、幼保一元化に関する調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 幼保一元化に関する調査特別委員会委員の選任

議長（栗田利朗君） 幼保一元化に関する調査特別委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

1 名が欠員となっております。

幼保一元化に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、広瀬文典君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました広瀬文典君を幼保一元化に関する調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 3 時16分 休憩

午後 3 時17分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に幼保一元化に関する調査特別委員会が開かれ、委員長の選挙が行われた結果、委員長に木村千秋君が互選されましたので、報告いたしておきます。

日程第 7 農業委員会委員の推薦について

議長（栗田利朗君） 日程第7、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

〔11番 丹羽豊次君退場〕

お諮りいたします。

本議会が推薦する農業委員会委員は1名といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本議会が推薦する農業委員会委員は1名とすることに決定しました。

お諮りいたします。

農業委員会委員に、丹羽豊次君を推薦することにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、丹羽豊次君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

〔11番 丹羽豊次君入場着席〕

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成25年第2回垂井町議会臨時会を閉会といたします。

午後3時18分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

垂井町議会新議長 栗 田 利 朗

垂井町議会新副議長 木 村 千 秋

会議録署名議員 角 田 寛

会議録署名議員 藤 埴 理